

暴力のない 社会へ



11月12-25日
女性に対する
暴力をなくす
運動

被害を受けたら迷わず相談を
女性に対する
暴力の根絶



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク▶

DVとは

親密な関係にある、または
そうであったパートナーに対
して振るわれる暴力のこと。
直接的な暴力のほか精神的・
性的な暴力も含まれます。また、
恋人同士などの間で振るわれ
る暴力を「デートDV」と呼
びます。

▼緊急に非難したい場合

- ・110番通報をする。
- ・最寄りの警察署や交番に駆
け込む。

▼けがをしている場合

- ・病院で治療を受け、診断書
をもらい警察に被害届を出す。

▼家を出る場合

- ・相談援助センターや民間シエ
ルターに一時保護を求める。

セクハラとは

相手の意に反した性的な言
動、身体への不必要な接触、
性的関係の強要、性的な噂の
流布、人目に触れる場所への
わいせつな写真の掲示など、
職場・学校・地域・家庭・そ
の他、あらゆる分野において
行われる性的嫌がらせ行為の
こと。

なお、職場でのセクハラ防
止に関しては、すべての労働
者を対象とする事業主の雇用
管理上の措置義務が法律で規
定されています。

【詳細】 政策調整課 ☎ 381・
1033、FAX 381・1070、
Email=danjo@city.ebetsu.
lg.jp

◆ DV相談窓口 ◆

健康福祉部子ども家庭課 (母子自立支援員)	☎ 381-1236
北海道立女性相談援助センター (配偶者暴力相談支援センター)	☎ 666-9955
北海道環境生活部くらし安全局 道民生活課(男女平等参画グループ)	☎ 221-6780
石狩振興局保健環境部環境生活課	☎ 232-4760
北海道警察本部相談センター	*☎ 241-9110
江別警察署	☎ 382-0110
民間シェルター (女のスペース・おん)	☎ 219-7011

*または#9110(プッシュ回線の電話、公衆電話、携帯電話、PHS)

◆ セクハラ相談窓口 ◆

北海道労働局雇用均等室	☎ 709-2715
-------------	------------

◆ DV・セクハラ相談窓口 ◆

法テラス札幌(日本司法支援セン ター札幌地方事務所)	☎ 050-3383- 5555
女性の人権ホットライン	☎ 0570-070- 810

全国一斉「女性の人権ホットライン強化週間」 11月12日(月)～11月18日(日)

職場におけるセクハラ、DVなどについて、法務
局職員や人権擁護委員が相談時間を延長して対応し
ます。無料。秘密厳守。

相談 時間	11月12日(月)～16日(金)	8:30～19:00
	11月17日(土)・18日(日)	10:00～17:00

法律のプロに聞こう!

「女性のための法律相談会」

日常生活の中の問題や悩
みごとなど法律に関してわ
からないことなどがありま
したら、お気軽にご相談く
ださい。弁護士が相談に応
じます(無料・要予約)。



日時 11月20日(火)、12月18日(火)、1月29日(火)
いずれも13:30～15:30
定員 各日4名(1人30分)
会場 江別市総合社会福祉センター(錦町14-87)
申込・詳細 子ども家庭課児童相談室 ☎ 381-1236

11月は
児童虐待防止
推進月間

あなたの気づきが 虐待を防ぐ

子どもを守るべき立場にある親や親に代わる保護者が、子どもの心身の健康状態を損ねる養育を行う「児童虐待」が、深刻な問題になっています。

児童虐待の相談・通報先
子ども家庭課内家庭児童相談室

☎ 381-1236

北海道中央児童相談所

☎ 631-0301

一刻を争うような事態の場合は
迷わず 110 番通報を!

虐待に気が付いたら

子どもを心身の危険から守ることを優先に行動しましょう。虐待のある家庭は、複雑な問題を抱えていることが多く、その対応は難しいものです。しかし、通報をためらっていると最悪の結果となるおそれもあります。

プライバシーは 守られます

虐待に気付いたら市役所または児童相談所に相談・通報してください。児童相談所は迅速に対応し、関係機関と協力して子どもの身の安全確保に努めます。

相談、通報してきた人が面倒に巻き込まれたり、保護者との関係を損なったりしないように配慮されます。

近所でこのようなことは起きていませんか?

性的虐待

子どもへの性的接触は虐待にあたります。

- 子どもへの性交
- 性的暴行
- 性的行為の強要・教唆

身体的虐待

明らかな傷害を生じさせる行為による外傷は虐待にあたります。

- 打撲傷がある
- あざ（内出血）がある
- 骨折や頭部外傷がある
- たばこによるやけどがある

養育の怠慢・拒否

養育の怠慢や拒否（ネグレクト）は虐待にあたります。

- 子どもへの意思に反して健康・安全への配慮を怠っている
- 必要な情緒的欲求に応えない（愛情遮断など）
- 食事を与えない、入浴させないなどの健康状態を損なわせる無関心・怠慢な養育
- 子どもを遺棄する

心理的虐待

精神的な苦痛を強いる行為は虐待にあたります。

- ことばによる脅かし・脅迫
- 無視や拒否的な態度
- 傷つける言葉を繰り返す
- 他の兄弟と著しく差別する



みんなで考えよう

【えべつ中学生サミット&いじめ根絶子ども会議】

学校でのエコの取り組みや、いじめ根絶に向けた取り組み・考え方などについて、中学校の生徒会が意見交換を通じて交流し、生徒会活動の発展、活性化を図ります。傍聴可能。

生徒会 交流

◎ 議題

- ・学校や地域で実践した地球環境に配慮した取り組み
- ・学校独自の特色ある取り組み
- ・いじめ根絶の取り組み

◎ 日時・会場

11月20日（火）
14:00～16:00
江別市民会館小ホール

◎ 概要

市内の公立・私立の全中学校10校の生徒会が参加して、それぞれの学校の取り組みを発表、交流します。

◎ 主催

えべつ中学生サミット実行委員会

詳細 学校教育支援室 ☎ 381-1409



施策達成状況報告書と 事務事業評価表の公表

平成23年度に市が行った業務の結果・成果に基づく施策達成状況報告書と事務事業評価表を公表します。

開かれた市政を実現するため、第5次総合計画に基づく各種施策の進み具合や事務事業評価を公開するものです。

●● 公開場所 ●●

- 市役所本庁舎1階 情報公開コーナー
- 情報図書館
- 市ホームページ
(<http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp>)

【詳細】 政策調整課 ☎ 381-1033